

水道料金改定に関する Q&A

Q. いつから改定するのですか？

A. 令和 6 年 4 月検針分（5 月請求分）から、新料金が適用されます。（口座振替をご利用のお客様は、5 月 31 日引き落とし分からの適用となります）

Q. 改定内容を教えてください。

A. 栗東市の水道料金は、メーターの口径によって異なる「基本料金」と、使用量が多くなるほど 1 m³ 当たりの単価が段階的に高くなる「超過料金」で構成されています。今回の改定では、「基本料金」「超過料金」とともに 15%の値上げ改定をいたします。

Q. 具体的に、どれくらい変わるのですか？

A. 使う水の量によって異なりますが、一般のご家庭に多い口径 13mm で、1 か月に 20m³（2 か月で 40m³）使用した場合、1 か月当たり 360 円（税込）の値上げになります。

水道料金がいくら上がるのか、詳細は栗東市ホームページから計算できます。QR コードからアクセスするか、検索ブラウザで「栗東市 水道 計算シート」と検索していただき、アクセスしてください。

検索



栗東市 水道 計算シート

QR



Q. なぜ料金改定が必要なのですか？

A. 将来にわたって安心・安全な水道水を供給するためには、水道施設や管路の老朽化対策、琵琶湖西岸断層帯地震や南海トラフ地震などの大規模災害に備えた耐震化対策が必要ですが、そのためには、今後、多額の設備投資が必要となることを見込まれます。

栗東市の給水人口は増加を続けるものの、収入源となる有収水量は節水機器の普及、大口使用者の地下水転化などによって平成 17 年度をピークに減少傾向にあり、今後もこの傾向は続く見込みです。現行の料金水準のままでは、収入の減、支出の増によって、令和 7 年度に資金が枯渇する恐れがあります。

皆さまに安心・安全な水道水を安定的に供給し、災害に強い水道施設・管路へと着実に更新していくための財源を確保するため、料金改定を行うことになりました。

Q. 物価高騰が続くこのような時期に、なぜ料金改定をしないといけないのですか？

A. 平成 29 年度に策定した「栗東市水道事業経営戦略」では、令和 5 年度に 25.5%の料金改

定が必要であるとの試算結果が出ていました。そのため、令和3年度より料金改定の必要性について検討を重ねてきました。その結果、コロナ渦や物価高騰等に伴う市民生活への影響を鑑み、値上げの時期を1年延期しましたが、時期が遅くなるほど改定率が高くなることが避けられないことから、令和6年4月検針分からの料金改定を実施することとなりました。

なお、改定率については、大幅な値上げによる市民生活、社会経済活動への影響を十分に考慮し、激変緩和策として15%改定を行うものです。

Q. 改定率や改定の実施は、どのようにして決めたのですか？

A. 栗東市では、上下水道事業に関する重要な事項について、有識者や受益者代表で構成される「栗東市上下水道事業審議会」を開催することとなっています。水道料金の改定に関して、市長より審議会へ諮問を行い、慎重に審議を重ねたうえで、審議会からの答申を頂戴しました。その答申内容を踏まえ、栗東市水道事業給水条例の改正案を令和5年9月の市議会に提出し、可決されたことから、料金改定が決定いたしました。

Q. 料金改定をしないとどうなりますか？

A. 経営に必要な現金収入を確保できないことから、収支バランスが取れなくなり、経常損益は継続して赤字になってしまいます。また、施設更新や耐震化への取り組みを計画どおりに進めると、令和7年度には資金不足に陥る恐れがあります。

これを回避するため、施設更新や耐震化工事を抑制すると、老朽化による水道管の破損や設備の故障による漏水や断水のリスクが高まります。また、水質の劣化により安心・安全な水道水をお届けできなくなる恐れがあります。

あるいは、借入金の割合を増やすことで財源を確保し、施設更新等を計画通りに行うという方法もありますが、現在の負担を将来に先送りすることにつながり、将来世代へ過度な負担を強いることになってしまいます。

Q. 値上げする前に、まずは経営努力を行うべきではないですか？

A. これまでに、繰上償還制度の活用によって借入金の金利負担軽減による健全化や、検針・収納業務、浄水施設の運転管理をはじめとする民間委託範囲の拡大や、上下水道料金の一括請求の実施による業務の効率化、職員数及び人件費の削減、サービスの向上に努めてまいりました。

一方で、水道事業は管路や浄水施設など膨大な設備によって運営しており、その保守点検などの維持管理費や定期的な水質検査費、減価償却費など、固定的な経費の割合が高く、削減が難しいものが数多くあります。また、施設や管路の更新・耐震化などの大きな工事は、その資金の一部を借入金で賄うことになり、長期間にわたって返済を行う必要があります。

今後もさらなる民間活用や事務の合理化に努め、より一層の経費削減に努めてまいりますが、将来にわたって安心・安全な水道水をお届けするため、料金改定をさせてい

ただのこととなりました。

Q. 水道料金を値上げしなくてもいいように、税金など、一般会計から必要な財源を充当することはできないのですか？

A. 水道事業は、一般会計とは異なり、地方公営企業法に基づき設置されています。地方公営企業法において、経営に必要な費用を料金収入で賄う独立採算制が原則とされていることから、電気やガスと同じ公共料金として、使用者の皆さまに費用負担をお願いするものです。

Q. 水道料金が改定（値上げ）されると下水道使用料も上がるのですか？

A. 今回は水道料金のみで改定であり、下水道使用料は上がりません。栗東市では、「上下水道料金」として水道料金と下水道使用料を一括で請求していますが、料金設定は別々にあります。下水道使用料については、「栗東市公共下水道事業経営戦略」の見直しごとに適正な料金水準について検討してまいります。

Q. 栗東市の水道料金は、県内の他市町と比較して、どれくらいの水準なのですか。

A. 一般的なご家庭でのご利用例として、口径 13mm のメーターで 1 カ月に 20m³ の使用水量の場合、県内 22 の水道事業（長浜市企業団は、地域別に異なる料金設定を持つため、4 事業としてカウントしています。）と比較すると、料金改定前では 4 番目に安い料金設定です。改定後は 9 番目になりますが、それでも県内平均よりも安い設定になります。

改定前 2,464 円/月 ⇒ 改定後 2,824 円/月

県内平均（令和 5 年 4 月 1 日現在） 2,916 円/月 ※いずれも税込